

所長メッセージ

さて、昨年 Panasonic の販売店である『街のでんき屋さん』の集まる会議の場で経営計画策定とその計画に基づいた行動計画の実践、そして早期業績把握の必要性などについてお話しさせて頂く機会を頂きました。その後、会議に参加頂いていた会社のうち3件の会社から個別相談の申し込みがあり、うち2社からありがたいことに顧問契約のご依頼を頂きました。決算書を見せて頂くと、一時期ほどではないにせよ電気量販店の攻勢が続いていることに加え、ネット通販での購入が増加しているこの時代に、立派な利益を計上されていることに失礼ながら驚きました。

その後、月次巡回監査で何度か訪問させて頂く中で、その理由が分かってきました。一番は、真心のこもった接客。電化製品の調子が悪いという電話がお客様から入れば、仕事のスケジュールをなんとかこじ開けてその日のうちに駆け付け、お客様が電球や電池を買いに来られれば、お帰りの際に商品と一緒にお菓子を渡すなど、お客様を笑顔にする接客を心掛けてみえます。そして二番目は徹底的なサービスの充実。家電にとどまらず、家の中の困りごとは全てお任せあれとばかりに、キッチンの水廻りからお風呂、トイレまで修理や取替にも対応。毎月1回は何かしらのお客様向けのイベントも行ってみえます。電気量販店、ましてはネット通販の会社ではここまでのきめ細やかな対応はとてもできないでしょう。そして三番目に価格設定。心のこもった接客と充実したサービスを背景にしてしっかり利益確保できる価格設定をしています。中小企業が大手と戦うにはまさにこれしかないだろうという戦い方ですが、これをやり切っているからこそ安定した利益を稼いでいるのだと思います。

私たち会計事務所も、数字を合わせ業績を報告するだけの巡回監査ではなく、お客様の困りごとによりしっかりと対応できるよう改めて心掛けていかなければと強く感じた出会いとなりました(浅野)。

還付申告はまだ間に合います！

確定申告書を提出する義務のない人でも、給与等から源泉徴収された所得税額や予定納税をした所得税額が年間の所得金額について計算した所得税額よりも多いときは、確定申告をすることによって、納め過ぎの所得税の還付を受けることができます。

所得税の確定申告は基本的に2月16日～3月15日の期間内に行わなければなりません。しかし、払い過ぎた税金を取り戻す「還付申告」はこの期限に限らず、その年の翌年1月1日から5年間提出することが可能です。例えばこれまでに申告をしていなかった場合、2013年分については、2018年12月31日まで申告が可能となります。

給与所得者は、次のような場合には、原則として還付申告をすることができます。

1. 年の途中で退職し、年末調整を受けずに源泉徴収税額が納め過ぎとなっているとき
2. 一定の要件のマイホームの取得などをして、住宅ローンがあるとき
3. マイホームに特定の改修工事をしたとき
4. 認定住宅の新築等をした場合(認定住宅新築等特別税額控除)
5. 災害や盗難などで資産に損害を受けたとき
6. 特定支出控除の適用を受けるとき
7. 多額の医療費を支出したとき



8. 特定の寄附をしたとき

9. 上場株式等に係る譲渡損失の金額を、申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得等の金額から控除したとき

年末調整がある給与所得者や400万円以下の年金受給者などは、原則として確定申告が不要なため、還付申告ができることに気が付かない人が多くいます。ご自身の収入が還付申告の対象となっているかどうか、一度ご確認してみたいはいかがでしょうか？（大村）

間もなく発送が始まる固定資産税明細書。内容はしっかり確認できていますか？

確定申告手続きに必要なからと固定資産税明細書を探された記憶はございませんか？この固定資産税は、名前の通り毎年1月1日時点で保有する土地や建物、償却資産（土地建物以外の**事業用資産**）といった資産に対して課税される地方税の一つです。市町村から毎年春頃（4～5月）になると固定資産税の納税通知書が届きます。この固定資産税は、通常不動産を購入（所有）して登記が完了すると、購入者が特に何の手続きもしなくても、各市町村で資産の評価が行われ固定資産税の納税通知書が届きます。この納税通知書（税金の納付書）については既に納付税額が記載されており、現金払いの他に口座振替やクレジットカード払いによって納税手続きも出来る事から、毎年あまり内容を確認せず支払ってしまっている…といったことが考えられますので、内容について一度確認していきたくと思います。

まず、市町村の区域内に同一の人が所有する土地、家屋、償却資産等のそれぞれの課税標準額（税金を算出する基となる金額）が次の金額に満たない時は税金が課されません（これを免税点といいます）。

土地 30万円未満 建物 20万円未満 償却資産 150万円未満

例えば、課税標準額がそれぞれ20万円と15万円の土地、10万円の家屋を所有する場合、土地は合計30万円以上、家屋は20万円未満となるため、土地のみに課税されます。

また、所有者の欄の氏名と納税者の氏名が異なっている場合があります。相続等で引き継いだ資産で変更手続きを行っていないといった場合が考えられますので、所有者≠納税者のケースは理由をご確認頂き、必要であれば変更のお手続きをお願いします。さらに、この固定資産税は**未登記の不動産であっても税金が課されます**。基本的に市町村役場は、家屋が新築されるとその年内に家屋を調査、測量し、結果、家屋台帳が調製され、翌年の春頃に固定資産税の納税通知書が自宅に届く事になります。そのため、これで登記がされたと誤解する方がいますが、あくまで固定資産税の徴収目的であるため登記はされておりません。登記は所有者又はその代理人が法務局へ申請してはじめて完了するためご注意ください。

また、リフォームなどを実施された方は面積等が変更されているかご確認下さい。相続等で代々の資産を引き継いだ方は、例えば蔵や物置など既に滅失しているのに気が付かず課税されたままになっているケースもありますのでご注意ください。

反対に所有者であるのに納税通知書に記載されない場合もあります。複数人で土地を所有(共有)している場合では共有者の代表者が納税をしているため、代表者でない方には納税通知書は届きません。また、公衆用道路や保安林、墓地などの非課税である土地をお持ちのケースでも固定資産税は課されません。この機会に納税通知書に掲載された内容について確認頂いてみてはいかがでしょうか？（小川）



ひとりご

と

春の風が快い季節となりました。今年の桜の開花は非常に早く、岐阜県では満開は3月27日頃と予想されています。さくらを塩漬けにすると甘い香りがありますが、この香りはリラックス効果を引き出すそうです。年度末の何かと多忙な時期ではございますが、ふと手を止めて春の香りで深呼吸をしてみたいはいかがでしょうか（林）。